

公共の担い手

「千葉県労働者福祉協議会」 生活困窮者自立相談支援事業等への 取り組み



千葉県労働者福祉協議会 小柳 光廣

■はじめに

千葉県労働者福祉協議会（以降、千葉県労福協）は、1964年（昭和39）年7月25日に、労金、労済、生協連、労住協、県労連、同盟会議の6団体が会員（現在は、連合千葉、中央労金、全労済、生協連、国労千葉の5団体）となり「労働者の手による労働者のための労働者福祉を推進する運動体」として結成され、昨年50周年を迎えました。この間、1989年の労働戦線の統一、2003年の（社）千葉県労働者福祉センターとの統合による社団法人化、そして2013年の会館事業の終息、2014年4月の一般社団法人移行等々の歴史の変遷を経てきました。その中で、昨年7月に初めてとなる自治体からの事業受託として、野田市より「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を受託し、そして今年4月には生活困窮者自立支援制度の本格実施に伴い引き続き野田市より「生活困窮者自立相談支援事業」を受託しました。千葉県労福協や労福協全体の運動の推移等を交え、自治体からの事業受託に至る経緯や格差・貧困問題等への取り組みについて報告します。

■千葉県労福協運動の推移

千葉県労福協の設立趣旨は、「労働者の自主的福祉活動を総合的に推進し、関係団体における

福祉活動の連絡、調整、指導をはかり、労働者福祉を増進し、あわせて、社会保障制度の確立に寄与する」というものでした。そして歴史を重ね、2006年には労働者福祉センターとの統合による「新生・千葉県労福協の理念とその実現に向けた基本計画」を策定しました。この基本的な考え方は、運動の方向性を“共助の社会づくりを担う”としました。2012年からは、会館事業終息と一般社団法人移行後の運動について検討を重ね、2014年5月の一般社団法人第1回定時総会において「今後の労働者福祉運動のあり方について」を決定しました。理念については堅持しつつ、中央労福協が示した「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」づくりを運動理念として位置づけるとともに一部補強を行いました。基本的考え方には、「勤労者福祉・生活者福祉の運動体であるとともに社会性を有した運動体であり、労働者自主福祉運動・協同組合運動を基本に、求められる社会運動を含め、公益性を基本に公益性を有した諸活動を展開する。」としました。当然、この中には、「雇用が底割れし格差と貧困が拡大する社会」に対し社会的運動を推進していこうとの思いがありました。

■暮らし何でも相談事業、 格差・貧困問題への取り組み

生活困窮者自立支援の事業を受託するに至る背



ちばライフサポートセンター相談風景



ちばライフサポートセンター電話受付

景の中には、暮らし何でも相談事業や、格差・貧困問題への取り組み等の蓄積があります。

暮らし何でも相談事業は、地域に根ざし顔の見える活動、すべての働く人の拠り所に向け、2005年8月に連合・中央労福協・労金協会・全労済で「勤労者の暮らしにかかるサポート事業のための4団体合意・確認事項」が取り交わされ、連合の地協再編、ワンストップサービスと連動しながら各地域でライフサポートセンターが立ち上がっていき

ました。千葉県では2007年から検討に入り、2008年に連合千葉、中央労金千葉県本部、全労済千葉県本部、千葉県労福協の4団体で「ちばライフサポートセンター（以下、ちばLSC）」を設立し、暮らし何でも相談事業をスタートしました。2011年7月からは専門の相談員を配置しての電話相談と月1回の専門家による面接相談へとリニューアルを行い、そして2013年10月からは千葉県労福協の本体事業として今日に至っています。ちばLSCでは、緊急性の高い相談に対し、住居確保や生活保護申請支援、緊急食料支援等々、弁護士やフードバンクちば等のネットワーク団体・個人の皆さんと連携して伴走型の支援による緊急対応をはかる等、経験を重ねてきました。

一方、中央では2008年4月に労福協・労働組合・福祉団体と法律家、研究者等による「人間らしい労働と生活を求める連絡会議（生活底上げ会議）」が設置されました。2008年7月から10月にかけて、生活保護問題全国会議とともに、生活保護基準の切り下げ阻止、最低賃金の底上げなどを訴える「反貧困全国キャラバン2008」が実施されました。そして2008年秋からの経済・雇用危機を受けて、「年越し電話相談会」「年越し派遣村」に中央労福協が関わり、各地の労福協でも、労働組合や市民団

体と連携した相談会やシェルター・生活保護申請サポートなどの支援活動が広がりました。連合の呼びかけにより、中央労福協、労金協会、全労済、退職者連合も発起人となって「雇用と自立・就労支援カンパ」活動が全国展開されました。以降、今日まで貧困のない社会を求め運動が展開されています。

千葉県労福協においては、以前より勤労者の生活向上に向けたセミナーや、年金相談・学習会、子育て支援等に取り組むとともに、特に雇用情勢が悪化を続け、格差・貧困が大きな社会的課題となる中で、「生活底上げ会議」や「反貧困全国キャラバン」への参加、千葉県弁護士会「貧困問題を考える懇談会」への参加、さらにワーカーズコープちばとのフードバンク研究会や2012年の「フードバンクちば」立ち上げと取り組みへの協力等に取り組んできました。

■「パーソナル・サポート・サービス」から「生活困窮者自立支援制度」へ

政府では、離職等による貧困・困窮者への支援として2010年12月から、様々な生活上の困難に直面している方に対し、個別的、継続的、包括的に支援を実施していく「パーソナル・サポート・サービス」のモデル事業をスタートし、2013年4月からはこのモデル事業に代わって、生活困窮者対策と生活保護の制度の見直しの総合的な取り組みの一環として、「生活困窮者自立促進支援モデル事業」がスタートしました。そして、2013年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、2015年4月より新しい生活困窮者支援制度が全国の福祉事務所設置単位で実施されることになりました。野田市においては2011年4月からパーソナル・サポート・サービスのモデル事業に取り組み、2013年4月から「生活困窮者自立促進支援モデル事業」に、そ

して2015年4月からは「生活困窮者自立支援制度」の本格実施に取り組んでいます。

■生活困窮者自立促進支援モデル事業への参加（事業受託）

千葉県労福協は、2011年に野田市でパーソナル・サポート学習会を開催するとともに、野田市の要請を受け、各モデル事業における連絡会へ参加し連携をはかってきました。こうした中で、2014年2月に「モデル事業の受託団体が急遽、次年度の受託が困難になった。」との情報と相談が寄せられました。千葉県労福協としては、その状況や事情等を斟酌し野田市への協力について検討を重ねてきましたが、結果、2014年7月から「野田市生活困窮者自立促進支援モデル事業」を受託することとなり、そして2015年4月からは「野田市生活困窮者自立相談支援事業」を受託するに至りました。これも、この間の運動の蓄積、構成団体とともに運動や事業の中で培われた強みや総合力等を総合的に判断したものです。

■事業受託における課題と事業課題

相談支援事業の要はスタッフです。当初の条件整備において、大変苦労したのがこのスタッフの確保でした。「労働相談」や「暮らし何でも相談」等の相談員や支援実績のある千葉県労福協OBを核に、労福協構成団体を通じた人材確保や、福祉的課題が多く想定される中で福祉経験者等の人材確保に取り組んできました。結果として、社会福祉士や介護福祉士、保健福祉士等の資格を持たれ、経験のある皆様にスタッフに入って頂けたこと。また、自治体OB（労組役員経験者）の方にご協力頂けたこと。加えて労福協OBに3ヶ月間臨時職員として経験を積んで頂いたこと等、事業を進



野田市パーソナルサポートセンター

める大きな要因となりましたが、事業を継続していくためにも今後とも人材の確保・育成が課題となっています。

自立相談支援事業全般の傾向では、複合的で深刻な相談が多く、就労し自立する前段の悩みや課題を一つ一つ整理し解決していく必要があります。また、自立相談支援を通しながら、家計を改善していかなければならないことや、直ちに就労が困難な方への段階を踏んだ支援の必

要性を強く感じています。自立相談支援、家計相談支援、就労準備支援等が整い、それらを通してながら出口となる就労へ如何に結びつけていくかが大きな課題になっていることをこの間の経験から感じているところです。

■おわりに

まだまだ多くの課題はありますが、初の事業受託を今後の労福協運動に生かしていくために、これからも構成団体の理解協力のもと、現地スタッフと千葉県労福協が一体となって取り組んでいく所存です。一層のご支援をお願い申し上げ、報告といたします。

生活困弱者への支援制度のご案内

野田市パーソナルサポートセンター

就職 住居 子どもの学習 等をサポートします。

○自立相談支援事業

生活に困っており
頼れる人がいない。

仕事が
見つからない。

どこに
相談したら
いいの？

一人で悩まず、
お気軽にご相談ください。

**生活や就労などで
お困りの方の総合的な支援窓口です。**

○生活困窮世帯の
子どもの学習支援

○住居確保給付金の支給

生活が難しく
子どもの
学習が心配

仕事を
住居を
見つからない

相談無料 得意態

【専用電話】
TEL 04-7125-2212

野田市パーソナルサポートセンター
野田市役所2階（野田市鶴奉7-1）

○自立した生活を目指し
就職など幅広い相談を
お受けします。
まずはお電話で！

利用日：毎週 月～金曜日 受付時間：午前9時～午後5時
（祝日を除く） ホームページ <http://noda-osc.jp>

・一般社団法人 千葉県労働者福祉協議会が野田市から委託して実施しています。